

北海道告示第10032号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年 1月14日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2950号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	ホクレン農業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西1丁目3番地	令和7年2月4日